平成２９年（フ）第２６３号
宮城県黒川郡大衡村大衡字中名屋敷前５番地
債務者　塩出　健一
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２８９号
仙台市宮城野区幸町３丁目７番６－305号、従前の住所仙台市太白区秋保町湯元字薬師129番地の１　クリエイションⅠ－101
債務者　山田　登三
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２９２号
仙台市泉区住吉台西１丁目６番地の10
債務者　丹野　伸弥
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
福島県いわき市勿来町酒井小山下75番地の85
債務者　酒井　奈穂
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１０２号
茨城県ひたちなか市大字足崎1474番地408
債務者　大内　恵美
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１３０号
茨城県桜川市南飯田102番地２
債務者　來栖　友子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２８号
長野県佐久市佐久平駅北25番地４　ベルクレールＥＩＺＯＮ103号
債務者　新海　久幸
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第７０号
京都市山科区椥辻封シ川町10番地２　椥辻西市営住宅２棟401号
債務者　松田　　裕
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４４５号
京都市伏見区深草大亀谷西寺町42番地１　武村マンション103号
債務者　越村　保子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
兵庫県加古郡播磨町古宮818番地の17
債務者　池田　安博
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８３号
広島市安芸区船越５丁目18番３－205号
債務者　佐伯　紀子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０８号
広島県廿日市市山陽園８番37号（102）
債務者　山下ひろみ（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４５号
広島市安佐南区伴東８丁目47番21号
債務者　鍋田　義海
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１５号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵104番地１　ビラージュ須恵Ａ101号
債務者　大田紫合里
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９号
福岡県大川市大字向島755番地６
債務者　志岐　正明
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2803番地８　グリーンピア大和　105号
債務者　藤本　良一
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
鹿児島県薩摩川内市里町里3226番地
債務者　小園　美咲
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係